

CES いわき太陽光発電所合同会社「(仮称)いわき太陽光発電事業環境影響評価方法書」に対する通知について

令和4年10月18日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和4年4月27日付けで届出のあった「(仮称)いわき太陽光発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、CES いわき太陽光発電所合同会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和4年10月23日から令和4年12月7日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第9条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、同法第10条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期限の間近となり、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であるため。

(参考) 環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和4年 4月27日
住民意見の概要等受理	令和4年 7月19日
都道府県知事の意見期限	令和4年10月17日
経済産業大臣勧告期限 (延長後)	令和4年12月 7日

問合せ先：電力安全課 長尾、一ノ宮
電話：03-3501-1742 (直通)